

氏名	香山 忠志
授与した学位	博士
専攻分野の名称	法学
学位授与番号	博甲第1878号
学位授与の日付	平成11年 3月25日
学位授与の要件	文化科学研究科産業社会文化学専攻 (学位規則第4条第1項該当)
学位論文題目	労働刑法の現代的展開
論文審査委員	教授 神山 敏雄 教授 松林 和夫 教授 守屋 明 教授 山口 和秀

学位論文内容の要旨

本論文の目的は、戦後の労働刑法、労働争議、労働刑事事件に関する判例、労働刑法学説の歩みを分析・検討し、新たな視点から労働刑法理論を見直すことにある。本研究の帰結として、違法性阻却原理の一つである行為無価値論に立脚して、労働争議等に伴う行為の違法性阻却の有無についてその安定的且つ客観的な判断を担保するためにオリジナルな判断枠組の細基準を構築し、判例事例を素材にしてその判断方式の客観化を論証している。本論文は、B5版ワープロ打ち378頁（1頁703字）に及ぶものである。

序論では、考察対象となる労働刑法を労働関係に伴って発生する犯罪に対する刑罰法規として概念づけ、その対象範囲は労働三法上の形式犯の刑罰規定を除外し、刑法典の実質犯を中心とする刑罰法規とした上で、本論文の狙いと内容の構成を事前に明確にしている。

第一編 戦後経済と労働刑法

第一章 戦後の復興と再建の時代（昭和20年から同29年） アメリカの初期占領政策は、敗戦の社会的混乱から出発し、東西冷戦の緊張関係が形成されていく中で、日本を西側陣営の防波堤とする方針で経済復興を急ぎ、経済安定九原則の実施のためにドッジが来日し、荒治療を行ったが、我が国の経済は長期の戦争で瀕死の重症に喘いでいた。その時期に、朝鮮戦争が勃発して、戦争特需で鉄鋼業、石炭業、電力業その他の業界で設備投資と合理化が進み、我が国の経済は奇跡的に息を吹き返し、再建の足掛かりを掴んだ。

一方、このような社会的・経済的状況の下での労働運動に目を転ずれば、戦後の民主主義化政策の中で労働争議が急激に台頭し、過激な生産管理闘争や2・1ゼネストといったような労働運動も展開され、その背景にはドッジ政策の実施による大量解雇、企業倒産によるトラブル等に起因する刑事事件が数多く発生した。官公労の激しい労働攻勢に対抗して、政令201号が公布され、即日施行されたことによって労働争議が禁止された。昭和26年のサンフランシスコ条約によって我が国が独立し、占領軍が撤退した後も、企業の合理化のため経営陣と労働組合との緊張関係が高まり、総評指導の下で、電産・炭労の争議、尼崎製鉄・日本製鋼所室蘭製作所の争議等のように大々的な争議が発生した。また、官公労の労働基本権の制限を全面的に合憲とする昭和28年の最高裁の弘前機関区事件判決が出た。この時期の労働争議に伴う刑事事件においては、最高裁の判例は個別的には刑事责任を制限するものもあったが、労組法1条2項の硬直的な適用をしていた。

第二章 高度経済成長の時代（昭和30年から同48年） 昭和30年から同39年までは二度の不況期を挟んで神武景気、岩戸景気、オリンピック景気があり、経営陣は昭和30年から生産性向上運動を展開し、パイの分配からパイの拡大へと労働組合の意識の

変革を促し、争議を背景とした団体交渉から労使協議制への移行として現われた。一方、労働運動に目を転ずれば、昭和33年の春闘に官公労が参加し、ストを実施したことで東京中郵事件、第一次名古屋中郵事件が発生して郵便法違反による検挙者、昭和33年の勤評反対闘争や警職法改正反対闘争、昭和35年の安保闘争、昭和36年の学テ闘争等では地公法違反や国公法違反による検挙者がいた。民間企業では、生産性向上・合理化をめぐる経営陣と労働組合の天王山となつた三池争議が昭和35年に起り、この争議では、双方に多大の犠牲が出た。それは以後の労使協議制の拡充に繋がっていき、民間での大規模争議は姿を消すことになった。また、官公労の労働基本権の制限を全面的に合憲とし、公労法に違反する行為は正当性を論ずる余地がないとする昭和38年の最高裁の檜山丸事件判決も出た。昭和40年以降は同年の不況を挟みながらも、いざなぎ景気が続き、第二次高度経済成長をもたらした。このいざなぎ景気の最中に官公労の労働基本権の制限を限定的に合憲とする新しい判例、即ち昭和41年の最高裁の東京中郵事件判決が出現し、それは同44年の仙台全司法事件判決、都教組事件判決に受け継がれ、刑罰法規の合憲的限定解釈へと進んだ。そしてこれら一連の判決において可罰的違法性の理論、二重絞り理論による刑事免責を拡大するリベラルな理論が打ち出された。

一方、昭和46年のニクソン・ショックに始まり、48年2月の変動相場制、同年10月の第四次中東戦争勃発による翌11月の石油危機、国内では日本列島改造論と過度の金融緩和政策が狂乱物価を招き、日本の経済はパニック状態になった。そこで注目すべき点は、最高裁は昭和48年4月の全農林事件の大法廷判決において、これまでのリベラルな判例を逆流させ公務員の労働基本権に対する制限規定を全面的に合憲であるとする保守的な判例に回帰し、同日の久留米駅事件判決では違法性阻却の一般的判断方式を示した点である。

第三章 低経済成長の時代（昭和49年から現在） 昭和48年11月の石油危機を契機に日本経済は低経済成長の時代に突入する。狂乱物価の沈静化のための金融引締策による大不況、昭和53年末の第二次石油危機の発生による高度経済成長の終焉、構造的な赤字財政が続いてきた。一方、労働運動、労働事件に目を転ずれば、昭和48年の全農林事件判決を背景に、政府は官公労のストに強い姿勢を示し、昭和50年末には官公労の労働運動の関が原ともいべき公労協のスト権奪回のためのスト権ストが失敗に帰し、公労協、特に国労の地位低下を招き、春闘のストが減少した。その前年、即ち昭和49年の日教組の統一ストにおいては、日教組の委員長、東京都、岩手、埼玉等の各委員長が地公法違反で次々と起訴された。最高裁は、昭和52年の名古屋中郵事件判決、平成元年・2年の岩手教組事件等の判決において全農林事件判決のラインを再確認した。

第二編 労働刑法の現代的展開

第一章 労働刑法の基礎理論 憲法28条の労働基本権の完全な保障を受ける私企業部門での行為とその制限を受ける公共部門での行為の相違に触れた上で、私企業部門における生産管理、同盟罷業、怠業、ピケッティング、車両確保戦術、ボイコット、積極的サボタージュ、ビラ貼り等に伴う刑法上の犯罪及び問題点を指摘した。公共部門における争議行為禁止やその違反の処罰と憲法28条の関係について吟味し、構成要件論に関する判例においては合憲的限定解釈と明確性の原則との相克の歴史であり、違法性及び違法性阻却についても公共部門と私企業部門において判例理論の変遷を詳しく検討し、違法性論に関する判例においては公労法上の違法性と刑法上の違法性との関係を模索する歴史であったことを指摘した。そして私企業部門と公共部門において、保障される労働基本権の種類・内容に差異があることを直視し、違法性阻却が問題となる場面を五つの類型化（第一類型=団結権が保障される私企業部門及び公共部門において団結権の目的を達成するために必要相当な行為、第二類型=団体交渉権その他団体行動権が保障される私企業部門においてその目的達成のために必要相当な行為、第三類型=公共部門では国公法等の職員団体の交渉や国企労法等の労働組合の団体交渉の目的達成のために必要相当な行為、第四類型=私企業部門では憲法28条の労働基本権の行使ともいえない行為、第五類型=公共部門

では争議行為禁止規定に反する争議行為やその付隨行為)を試み、各類型ごとに労働基本権の行使主体、相手方、目的、態様の観点から権利行使の限界を考察する。行使の主体、相手方、目的等の要件の何れかを欠く場合の構成要件該当行為は憲法28条の権利行使とは無関係であり、純粹に刑法上の観点から刑法35条の正当行為が問題となる。そしてこれらの類型の下で総論的に主体、相手方、目的、態様について事例をもって検討している。

第二章 各種犯罪類型と正当性の基準 本章では、争議行為に伴う膨大な判例事例を取り上げ、法益分類によってこれらの犯罪を類型化し、それぞれの内部における個々の事件について如何なる場面でどのような行為が問題になったかを分析し、判例の正当性判断の基準について検討しながら自ら構築した細基準に基づいて解決を試みている。本章の判例分析は、労働争議等に対してどのような犯罪規定が発動されやすいかを明らかにする役割も果たしている。

むすびでは、第一編と第二編の重要な部分について総括を行い、特に、自説の細基準に基づく違法性阻却の有無の判断方式については今一度その概要を明確にした。そして最後に今後の課題を指摘している。即ち団体交渉、労働争議等の相手方としての使用者の確定は、労働者の団体行動に伴う行為の違法性の有無を判断するにおいて重要であり、使用者の概念については、特に持ち株会社解禁に伴う持ち株会社の位置づけ、派遣労働者業の台頭に伴う派遣業者と派遣先業者の位置づけが問題になるとして、当該課題の解決は今後の判例の蓄積と議論を待つとしている。

論文審査結果の要旨

本学位審査会は、1999年2月26日、学内審査委員4名によって当該学位論文の審査を行った。審査の結果は以下の通りである。

本論文の中核は第一編と第二編から構成され、第一編においては、戦後の経済発展を三期に区分する学説に立脚し、それぞれの時代の経済状況下における労働運動・労働争議の状況、労使間の関係、政府の姿勢等の流れを分析し、その間の労働争議等に伴う刑事事件に対する最高裁の判例を中心に労働刑法の変遷を三期に区分し、労働刑法の各期と経済の各期とは完全な形で重なるものではないが、両者の関係を客観的に示した。詳言すれば、労働刑法の一期は経済の二期の高度経済成長期の後半初めの東京中郵事件判決前まで、労働刑法の二期は東京中郵事件判決から経済の二期の第二次高度成長期末期の全農林事件大法廷判決前まで、労働刑法の三期は全農林事件大法廷判決以降となっているため、両者には時期的にずれがあるが、判例理論の変遷は大筋において我が国の経済状態と関係していることを客観的に示した。勿論、両者の関係については、偶然的なものか、本質的に因果関係があるかについては問題があるとしても、従来の刑法学は判例を中心とした労働刑法理論を解釈学という観点から平面的に捉える傾向があったのに対し、本論文は解釈論を開拓する上でも、経済状態、労使の関係、労働法制、労働運動、労働争議、政府の姿勢等の変遷との関係で労働刑法の流れを歴史的・立体的に捉えた点で高く評価することができる。

次に、第二編においては、労働刑法の現代的展開として、労働争議等に伴う行為の違法性阻却の判断について、従来の判例理論を中心に詳細に検討した上で、独自の細基準を構築し、その判断枠組みによってより客観的な判断を担保することを試みている。違法性阻却原理には行為無価値論と結果無価値論という二大対立があるが、本論文は大枠においては判例・通説の行為無価値論を踏襲している。しかし、行為無価値論においては、違法性阻却の有無について目的の正当性・手段の相当性、社会的相当性、法秩序全体の見地等を基準にして判断するため、これらの基準内容が判断者の価値観に左右される度合いが大きく、判断の客観性が担保されない。そこで本論文は、私企業部門及び公共部門において違法性阻却が問題となる場面を五つに類型化し、それぞれにおいて労働基本権の行使主体、行使の相手方、目的、態様等を客観的に確定することによって労働基本権の行使と非労働

基本権の行使とに判断し、非労働基本権の行使については純粹に刑法35条の正当化判断によって処理する。この新しい細基準説は、争議行為において行為無価値論を適用する場合、従来の判例・学説の欠陥を補充し、より客観的な解決をもたらす理論として高く評価される。また、結果無価値論の立場から違法性阻却の判断をする場合においても、特に、細基準における労働基本権の行使主体や行使の相手方の確定などによってそれが客観的に処理され得る余地があるので、その判断枠組を利用することが可能となる。細基準に基づく判断枠組の理論は、裁判実務からも遊離することなく、現在の裁判実務で展開されている久留米駅事件判決の抽象的判断方式を具体化していく上でも一定の役割を果たし得る。以上が本論文の内容についての評価である。

さらに、本論文の構成のために、判例を徹底的に涉猟し、約520の判例を素材として引用・駆使している点でも手堅い判例分析として評価される。これらの判例からして、労働争議等に伴うトラブルに対してどのような犯罪規定が発動されてきたかも一望できる。

ただ、審査委員から経済の時代区分と労働刑法の時代区分の関係をもっと明確に認識できるような工夫が欲しかったとの指摘もあった。その他に、内容やアプローチの方法論等についても審査委員の間で種々議論された。これらは今後の研究の発展への期待をこめてのものであり、本論文の内容の評価を些かも損ねるものではなかった。

審査委員会は、以上の審査を通して全員一致で本論文を博士に相応しい学位論文であると認定した。